

令和5年2月17日

令和5年 第2回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和5年第2回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和5年2月17日（金曜日）午後2時00分～午後3時01分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・第7会議室

3. 出席委員 1番 真 如 昌 美（教育長）

2番 岩 田 圭 子

3番 藤 宮 志津子

4番 内 野 裕 子

5番 鈴 木 一 徳

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

教 育 部 長 小 俣 学

教育部参事兼
教育指導課長
教育施設担当
課 長

小 野 隆 一

教育総務課長 斎 藤 謙二郎

中 橋 健

指導担当課長
（統括指導
主 事）

菅 野 恭 子

青少年課長 石 川 博 隆

生涯学習課長 高 田 匡 章

中央公民館長 伊 藤 智

中央図書館長 浴 靖 子

6. 書 記

庶務係長 長 瀬 由美子

主 事 高 萩 亜沙美

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 1 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 4 第 4 号議案 第三次東大和市学校教育振興基本計画策定検討会設置要綱（案）について
- 第 5 第 5 号議案 令和 4 年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（令和 3 年度分）報告書（案）について
- 第 6 第 6 号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程
- 第 7 第 7 号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 第 8 第 8 号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について
- 第 9 第 9 号議案 「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」（案）〔令和 5 年度～令和 9 年度〕について
- 第 10 第 10 号議案 東大和市及び小平市の図書館の相互利用に関する協定について
- 第 11 その他報告事項（1）コロナ禍を踏まえた公民館事業の在り方（公民館運営審議会答申）について
（2）公共施設における図書館資料受取サービスについて

◎開会の辞

○真如教育長 皆さん、こんにちは。

ただいまから、令和5年第2回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○真如教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、鈴木委員によりしくお願いいたします。

○鈴木委員 承知しました。

◎日程第2 教育長諸務報告

○真如教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

今日はたくさん載っていますので、少し省略していきます。

教育長諸務報告、令和5年1月25日から令和5年2月14日まで。

1月26日、木曜日、令和4年度第2回東大和市学校給食センター運営委員会に出席をいたしました。校長会の会長さん、それから保護者の方、そういった方々からいろいろなご意見をいただきました。

1月30日、月曜日、教育委員会臨時会に出席をいたしました。

続いて、東大和市青少年問題協議会に出席をいたしました。

2月2日、木曜日、第三小学校創立60周年記念式典に出席をいたしました。市長、市議会議長、それから指導主事からそれぞれのお言葉をいただきました。

2月9日、木曜日、校長会に出席をいたしました。

2月14日、火曜日、市議会予算概要説明会に出席をいたしました。

以上でございます。

諸務報告が終わりました。

何かご質問ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、教育長諸務報告を終了いたします。

◎日程第3 第1号報告 事務の臨時代理の承認について

○真如教育長 続いて、日程第3、第1号報告 事務の臨時代理の承認については、人事案件であることから会議を非公開にしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 それでは、次に参ります。

ご異議なしと認め、会議は非公開といたします。

さらに、本案の議事録及び会議資料の取扱いにつきましてお諮りいたします。本件の会議録及び会議資料につきましても非公開としたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、そのように取扱いいたします。

ここで、関係者以外の退場を求めます。

(一部執行部退場)

(この間非公開)

(一部執行部入場)

○真如教育長 先に進みます。

◎日程第4 第4号議案 第三次東大和市学校教育振興基本計画策定
検討会設置要綱(案)について

○真如教育長 日程第4、第4号議案 第三次東大和市学校教育振興基本計画策定検討会設置要綱(案)について、本件を議題に供します。

本件につきましてですけれども、本件につきましては、計画策定のスケジュールについて変更の必要が生じたため、東大和市教育委員会会議規則第9条第1項及び第10条に基づき、次回以降の会議において改めて付議することとしたいと思いますが、これに異議などございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第5 第5号議案 令和4年度東大和市教育局の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（令和3年度分）報告書（案）について

○真如教育長 日程第5、第5号議案 令和4年度東大和市教育局の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（令和3年度分）報告書（案）について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育部長。

○小俣教育部長 ただいま議題となりました第5号議案 令和4年度東大和市教育局の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（令和3年度分）報告書（案）についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条において、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されております。このことから、令和3年度の東大和市教育局の基本方針に基づく主要な施策について、取組状況を確認し、その成果を取りまとめ、主要施策の課題や今後の方向性を示すとともに、公募を含む学識経験者からのご意見をいただきまして、報告書（案）にまとめたものでございます。

なお、点検評価の委員会につきましては、例年どおり2回開催をいたしまして、第1回は、令和4年12月16日の金曜日に開催をいたしました。東大和市学校給食センターの視察及び会議室での質疑応答を行ったところでございます。

その後につきましては、令和5年2月7日、火曜日に第2回を開催いたしまして、委員の方からご講評をいただいたところでございます。

今後の予定につきましては、本日、教育委員会でご承認を皆さまから賜いました後、教育委員会から市議会のほうへ報告書を提出したいと考えております。

それでは、内容につきましてご説明を申し上げます。

初めに、全体の構成についてご説明申し上げます。

資料の報告書（案）の表紙の裏の目次をご覧ください。目次でございます。

この報告書は、4つの章立てと資料にて構成をされております。

第1章は、教育委員会の点検及び評価についてであります。例年同様に目的と内容を掲載しております。

第2章は、東大和市教育委員会の運営状況についてといたしまして、教育委員会の開催状況、教育委員会議等の審議状況、また教育委員会議以外の教育委員の活動状況といたしまして、学校訪問及び各種行事などの参加状況、その他といたしまして、教育委員会だよりなど教育委員会からの主な発行物を掲載してまいります。

第3章につきましては、教育委員会の基本方針に基づく令和3年度主要施策の点検及び評価についてでございます。東大和市教育委員会の基本方針につきまして、基本方針1から基本方針4の内容を改めて掲載してまいります。

その後、以降50ページまでは、基本方針に基づく主要施策の各項目について、令和3年度における施策の取組状況と今後の取組の方向性を掲載してまいります。

本来でしたら、主要施策それぞれの取組状況と今後の方向性につきましてご説明申し上げるところでございますが、時間の都合もございますので、有識者よりいただきましたご意見とともにご報告をさせていただきたいと存じます。

51ページをお開きいただきたいと思います。51ページをお願いいたします。

初めに、ご意見をいただきました委員の方々につきましてご説明をいたします。学識経験者といたしましては、昨年度に引き続きまして廣嶋憲一郎氏、公募委員につきましては、昨年度に引き続き外池武嗣氏、和田哲雄氏に委嘱をしております。

それでは、内容でございますけれども、各委員からいただきましたご意見についてご説明申し上げます。

51ページでございますが、まず廣嶋委員からは、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、東大和市教育委員会の令和3年度の施策及び執行状況からは、2つの安定した特色を感じるということでございました。一つは教育委員会、学校、地域の信頼関係がしっかり構築され、着実に施策が実行されていること。もう一つは、学校教育が日々進歩・改善されていること。このことは、施策の中に余白をつくって、各学校の創意工夫を促そうとする教育長の思いの表れではないかと思うと評価をいただいております。

そして、学校をもっと活性化させたい。活性化のポイントは人材育成であり、しっかりした授業ができる教師をつくっていくことだとのご意見がございました。

また、ICTが入ったことで、ここ二、三年でほとんどの子どもが使いこなせるようになり、授業が様変わりした。これはとてもすごいことで、次の段階はどれだけ効果的に使われるかということが重要で、指導する教師の側がプランニングできるように研修等を取り入れていく必要があると。さらに、この流れは働き方改革に寄与する部分があると思うので、総合的に検討していく時期に来ているとのご意見でございました。

総評といたしましては、一番下になりますけれども、令和3年度の施策について上々の成果があり、おおむね良好であると思われるということで、今後も期待しておりますとのお言葉をいただきました。

続きまして、52ページをご覧ください。

続きまして、外池委員でございます。外池委員からは、学校を訪問すると、学校が変わってきていることを感じるとの感想が述べられました。教育長、教育委員会が支援して、各学校の特色・持ち味をととても大事にしていることが伝わってくる。学校も校内研究、様々な推進校の指定を受けて、その持ち味をさらに伸ばす努力をしているとのご意見をいただき、東大和のICT教育についても力を入れていることを評価していただきました。

また、社会教育では、集団での学び、様々な意見に触れて、話し合い、学び合うことがとても大事なことはないかというご意見をいただきました。コロナ禍で各事業の参加者等は少なくなっているが、自主グループの学びへの意欲は高いと感じ、市の社会教育についての方向性は、市民への温かい配慮を感じると評価をいただきました。

今後、注目したい施策としては、地域や保護者の協力の下で行っていく食育や性教育において、生き方と関連させて位置づけていくとよいのではとのご意見をいただきました。そのほかにも、旧日立航空機株式会社変電所、郷土博物館の事業、図書館の選書等についても参考となるご意見をいただき、令和3年度の施策について評価をいただきました。

続いて、53ページでございます。

和田委員からのご意見でございますが、和田委員からは、詳細については、お手元の報告書、令和4年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（令和3年度分）報告書（案）に記載のとおりとし、日本の学校教育が与える日本人の規律意識についてお話があり、それらの大事なものを残

しつつ、取捨選択をして働き方改革を進めていく必要があるとのご意見をいただきました。

3年間の点検評価委員期間の感想として、東大和市の教育委員会、学校はとても頑張っているとお褒めのお言葉をいただきました。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第5号議案 令和4年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（令和3年度分）報告書（案）について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第6 第6号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

○真如教育長 日程第6、第6号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育部長。

○小俣教育部長 ただいま議題となりました第6号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、教育委員会の事務を円滑に遂行するため、公印の印影を刷り込む場合における規定の追加及び生涯学習課専用印の新規追加を行うことから、一部を改正するものでございます。

それでは、議案資料の新旧対照表をご覧ください。A4横の資料でございます。

8分の1とございます。網がけがありますところが今回改正を行う箇所であり

まして、左側が現行の条文、右側が改正案でございます。

第11条第2項につきまして、公印の印影を刷り込む場合の印影縮小に関する規定を追加するものでございます。

続きまして、4ページです。8分の4をご覧いただきたいと存じます。

ここには別表、表が並んでおりますが、別表第1のうち28項、上から4番目になります。28と真ん中辺に縦書きになってはいますが、28項につきまして、生涯学習課専用教育委員会之印を追加し、それに伴い、その下の29項以降につきまして、項を繰り下げるものでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。3枚おめくりいただきたいと存じます。8分の7です。

こちらも同様ですが、別表1と同様に、別表2のほうも生涯学習課専用教育委員会之印を新規追加し、それに伴い、29項以降につきまして、項を繰り下げるものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第6号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第7 第7号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

○真如教育長 日程第7、第7号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第7号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和5年度から市内全小・中学校に学校運営協議会が設置されることにより、学校運営連絡協議会を設置する学校がなくなるため、本規則の学校評価に関する規程第27条第3項の学校運営連絡協議会に関する事項及び学校運営連絡協議会に関する規程第28条を削除するものでございます。

資料で少し説明をさせていただきます。

18分の12ページの網かけの部分が削除になります。1枚おめくりいただきまして18分の13ページ、左側の網かけの部分が削除という形になります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第7号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、本件を承認することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第8 第8号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について

○真如教育長 日程第8、第8号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第8号議案 東大和市立学校産業医の委嘱についてにつきましてご説明申し上げます。

本件は、東大和市立学校産業医2名（第一中学校産業医、市立学校衛生運営委員会産業医）の任期満了に伴う更新の手続を行うものであります。

委嘱するに当たりましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第11号により教育委員会の議決を経て、教育長が行うとされております。このことから、今回提案させていただくものであります。

委嘱する産業医につきましては、別紙、東大和市立学校産業医候補者の2名であり、昨年度に委嘱した産業医と同様となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第8号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本件を承認とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第9 第9号議案 「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」
(案) [令和5年度～令和9年度] について

○真如教育長 日程第9、第9号議案 「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」(案) [令和5年度～令和9年度] について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育部長。

○小俣教育部長 ただいま議題となりました第9号議案 「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」(案) [令和5年度～令和9年度] につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、第二次東大和市子ども読書活動推進計画 [平成30年度～令和4年度] の計画期間が終了いたしますことから、さらなる子ども読書環境の充実を図るため、第三次計画を策定するものでございます。

計画の策定のため、関係部署等で構成をいたします第三次東大和市子ども読書

活動推進計画策定委員会を設置し、検討を重ねてまいりました。また、パブリックコメントを実施し、市民の方からのご意見もいただきました。それらを踏まえ、このたび計画案がまとまりましたことからご提案申し上げ、ご審議いただくものでございます。

内容につきましては、中央図書館長よりご説明申し上げます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○真如教育長 中央図書館長。

○浴中央図書館長 それでは、私のほうから計画の内容についてご説明いたします。

お手元の資料をご覧ください。

計画は、第1章から第3章並びに資料編から構成されております。

本文の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1章では、この計画の策定に当たっての基本的な考え方といたしまして、2ページと3ページに、1 第三次東大和市子ども読書活動推進計画の目的、2 計画の位置付け、3 子ども読書活動推進の意義、4 国の動向、5 都の動向、6 計画の対象、4 ページに移りまして、7 計画の期間、8 計画策定体制と策定方法、9 S D G s と計画の関連ということで記載いたしました。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと存じます。

ここからが第2章になりますけれども、こちらでは読書活動の現状と課題といたしまして、8ページから11ページにかけて、第一次及び第二次東大和市子ども読書活動推進計画の実績を記載しております。

また、12ページにおきましては、2 個人・関係団体へのアンケート調査といたしまして、一覧を記載し、それらの調査や国、都の調査を基に、13ページ、3 東大和市の子ども読書活動の現状と課題として関係機関ごとにまとめております。

13ページから20ページまでは、（1）家庭・地域の現状と課題を記載しております。

続きまして、21ページから31ページにわたりましては、（2）学校といたしまして、ア児童・生徒の不読率、イ小中学校、ウ高等学校のそれぞれの現状と課題を述べております。

続きまして、32ページから41ページにわたりましては、（3）市立図書館についての現状と課題について述べております。

続きまして、42ページから43ページには、（4）子どもの読書活動を支える人

たちとして、市内で活動している方々の現状と課題を記載しております。

続きまして、45ページ、こちらからが第3章になります。

第3章では、まず46ページに本計画の基本目標として3つを定め、掲載しております。

続いて、47ページから63ページまでは、第2章で記載いたしました読書活動の現状と課題に対する家庭・地域、学校、市立図書館及び子どもの読書活動を支える人たち、それぞれの子ども読書活動推進のための具体的な取組について記載しております。

続きまして、65ページをお開きいただきたいと思います。ここからが資料編となっております。66ページから83ページにわたりまして、資料1から資料7といたしまして、関連法規、策定委員会設置要綱、委員名簿、計画連絡会議の設置要綱、それから計画を策定するに当たって取りました3歳児アンケートの結果、子ども読書調査、そして最後に計画の策定経過を掲載しております。

大変雑駁ではございますが、以上で計画（案）の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

質疑があれば、ご発言をお願いいたします。
よろしいですか。

（発言する者なし）

○真如教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第9号議案 「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」（案）〔令和5年度～令和9年度〕について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第10 第10号議案 東大和市及び小平市の図書館の相互利用に関する協定について

○真如教育長 日程第10、第10号議案 東大和市及び小平市の図書館の相互利用に関する協定について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育部長。

○小俣教育部長 ただいま議題となりました第10号議案 東大和市及び小平市の図書館の相互利用に関する協定につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和5年5月24日より東大和市及び小平市の図書館の相互利用を始めることとなりましたことから、東大和市及び小平市の図書館の相互利用に関する協定書を締結するものであります。

内容でございますが、図書館の相互協力によりまして、東大和市以外に居住している方が東大和市の図書館を利用できる場合は、今までは東村山市と武蔵村山市、そして立川市の区域内に居住する個人の方でございましたが、今後は小平市内に居住する個人の方も利用できるようにするものでございます。

なお、東村山市との相互利用につきましては平成15年度から、武蔵村山市との相互利用につきましては平成24年度から、そして立川市との相互利用につきましては平成27年から実施をしてございます。

それでは、相互利用に関する協定の内容につきましてご説明いたします。

お手元の資料をご覧くださいと存じます。協定書をご覧ください。

第1条、目的であります。図書館の相互利用を実施する目的といたしまして、東大和市、小平市両市の図書館奉仕の充実を図り、市民の自主的な学習活動の場を広げるとともに、資料の収集及び保存について相互に協力を進めて、最終的に両市民の教養の向上及び文化の発展に寄与するものでございます。

第2条、相互利用に供する図書館であります。対象となる図書館は、両市が管理する各図書館となります。小平市には、中央図書館のほか地区館が7館、そして分室が3室ありまして、当市には中央図書館と地区館が2館ございますので、両方合わせまして対象となる図書館は合計14館となります。

第3条、利用者でございますが、図書館の相互利用が利用できる者は、小平市及び東大和市の区域内に居住する個人とするものであります。

第4条、サービスの範囲であります。相互利用により貸出しすることができる図書館資料は、所蔵資料に限るものとし、貸出しできる図書等の種類及びサービスの範囲は、別に定めるところであります。

第5条、相互利用の方法であります。この協定に定めるもののほか、両市の図書館に関する条例や規則等の定めるところによると規定したものであります。

第6条、個人情報の保護であります。関係法令の定めるところにより利用者の個人情報の保護に努めなければならないと規定したものであります。

第7条、連絡会議であります。図書館の相互利用を円滑に実施するため、必要に応じ、担当者による連絡会議を開催することを規定したものであります。

第8条、協議であります。協定に規定していない事項や協定に疑義が生じた場合は、その都度、両市で協議して定めると規定したものであります。

続きまして、次のページです。第9条、効力の発生であります。この協定の効力は令和5年5月24日から生じると規定したものであります。これによりまして、東大和市と小平市の相互利用は令和5年5月24日、水曜日から始まることとなります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第10号議案 東大和市及び小平市の図書館の相互利用に関する協定について、本件を承認することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決めます。

◎日程第11 その他報告事項

○真如教育長 日程第11、その他報告事項を行います。

報告事項(1) コロナ禍を踏まえた公民館事業の在り方(公民館運営審議会答申)について、本件の報告をお願いいたします。

中央公民館長。

○伊藤中央公民館長 それでは、中央公民館から1点ご報告をさせていただきます。

資料につきましては、本日、机上に配らせていただきましたクリップ止めの右上にその他報告(1)ということで、そちらのほうをご覧ください。

今回、ご報告させていただくものにつきましては、令和3年10月13日付で中央

公民館長から東大和市立公民館運営審議会会長宛てに行いましたコロナ禍を踏まえた公民館事業の在り方について諮問、こちらに対する答申を、令和5年2月15日にいただいたということに伴うものでございます。

中央公民館といたしましては、こちらの資料、公民館運営審議会の委員の方々が非常に議論を活発にされまして、熱い思いということで受け止めております。今後の事業展開の参考という形にさせていただきたいと考えております。

中央公民館からは以上です。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

報告事項(2) 公共施設における図書館資料受取サービスについて、本件の報告をお願いいたします。

中央図書館長。

○浴中央図書館長 図書館のほうから公共施設における図書館資料受取サービスについてご説明いたします。

資料2の実施要綱をご覧ください。

図書館におきましては、令和2年度末をもって移動図書館事業を廃止いたしましたけれども、その代替としまして、令和3年度、4年度の2か年にわたり出張窓口サービスというものを試行してまいりました。

出張窓口サービスというのは、移動図書館時代の同じステーション5か所に、同じ日程で庁用車の軽ワゴン車にて、利用者の方があらかじめ予約した資料と、そのほかに250冊程度の資料を持参し、貸出しを行ってまいりました。この2年間の試行の中で、固定の図書館施設から離れた地域での図書館資料のやり取りについて、やはり一定のニーズが存在するということが確認できました。ただ、今後も引き続き職員を毎週館外に派遣することはあまり効率的ではないということで、令和5年度の4月より本サービスを新たに開始するものであります。

第1条にございますとおり、本サービスの目的といたしましては、近隣に図書館がない利用者に対し、図書館以外の場所において図書館資料の受渡し並びに返却される図書館資料の受け取りを行うことにより、利用者の利便性の向上を図ることとあります。

第3条に受取場所として規定がございますが、資料を1枚おめくりいただきまして別表をご覧くださいたいんですけれども、こちらにございます5つの施設において受取サービスを実施したいと考えております。この5つのうち、一番上にある奈良橋市民センターと、それから3つ目の狭山公民館については、これまで移動図書館のステーションではございませんでした。移動図書館時代のステーションのうち、多摩湖畔自治会集会所前と清水神社境内というところに赴いていましたけれども、そちらは公共施設ではございませんし、人が常駐しているわけでもないということで、その代替といたしまして、少し距離は離れますけれども、こちらの奈良橋市民センターと狭山公民館を新たにサービスポイントとして設定いたしました。これらの公共施設において、各施設管理者のご協力をいただきまして、別表の日時の間、あらかじめ予約した資料を受け取ることができるようにするものであります。

報告は以上でございます。

○真如教育長 報告が終わりました。

質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

内野委員。

○内野委員 受渡しの期間というのは、どのぐらいの期間が設けられているんですか。

○真如教育長 中央図書館長。

○浴中央図書館長 中央図書館等におきましても、連絡してから1週間の取り置きということにしておりますので、受取場所についても同様と考えております。

以上でございます。

○内野委員 ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

◎閉会の辞

○真如教育長 それでは、なければ以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもって令和5年第2回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時01分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長 真如 昌美

会 議 録 署 名 委 員 鈴木 一徳